

早稲田大学人間科学学術院人間科学会規約

(名称)

第1条 本会は、早稲田大学人間科学学術院人間科学会という。

(目的)

第2条 本会は、人間科学に関する学術研究および研究発表、ならびに、人間科学学術院専任教員（任期付教員を含む）、人間科学部（通信教育課程を含む）在学学生、大学院人間科学研究科在学学生、および卒業生、修了生の学術的・社会的交流を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 早稲田大学人間科学学術院専任教員（任期付教員を含む）
- 二 早稲田大学人間科学部学生（通信教育課程を含む）
- 三 早稲田大学大学院人間科学研究科学生
- 四 早稲田大学人間科学部卒業生および同大学院人間科学研究科修了生
- 五 上記の他に本会運営委員会が認めた者

(役員・運営委員会)

第4条 本会には、次の各号に掲げる役員、および教員から構成される運営委員会を置く。

なお、任期は人間科学学術院役職者の任期に準ずる。

- 一 会長（人間科学学術院長）1名
- 二 副会長（人間科学学術院副学術院長）1名
- 三 監事（運営委員会から互選された者）2名
- 四 運営委員
 - ア 人間科学学術院教務担当教務主任・同副主任（通学制・通信制）2名以上
 - イ 人間科学学術院学生担当教務主任・同副主任（通学制・通信制）2名以上
 - ウ 人間科学部学科主任 3名（各学科から1名）
 - エ 人間科学学術院広報委員会委員長・副委員長 2名
 - オ 人間科学部学科選出教員 3名（各学科から1名）

(事業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

- 一 総会の開催（所沢キャンパス祭時等）年1回
- 二 現役学生会員の学術的活動・社会的活動に関する費用補助
- 三 卒業生、修了生を中心とした人的ネットワークの形成・維持に関する費用補助
- 四 本会ウェブページ（学術活動報告）の管理・運営
- 五 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- 六 その他、本会運営委員会が必要であると認めた事業

(年会費)

第6条 本会は、本会運営資金のために、第3条一項、二項、三項会員から年会費（2,000円）を徴収する。ただし、当面の間は、旧早稲田大学人間科学会の繰越金を本会運営資金に充当し、年会費徴収を行わない。

(予算および決算の承認)

第7条 本会の予算、および決算に関しては、人間科学学術院教授会の承認を必要とする。

(経理事務)

第8条 本会にかかわる経理事務は、所沢総合事務センター事務部長が指名した職員が行う。

附則

(施行期日)

この規約は、2014年4月1日から施行する。

(規約の改正)

- 2 この規約の改正は、人間科学学術院運営委員会の議を経て、人間科学学術院教授会に提案してその承認を得なければならない。